

第7章 介護保険事業の見込み

1 介護保険サービス基盤整備の見込み

(1) 住所地特例対象施設・適用除外施設について

これらの施設は介護保険と整合性を図るため、介護保険法第13条に住所地特例施設として、また、介護保険施行法第11条第1項に適用除外として取り扱う旨の規定がされています。そのため、他市町村からの入所者は「住所地特例施設・適用除外施設入所者」として取り扱われ、本村の被保険者とはならない規定となっています。しかし、障がい者のグループホームから介護申請につながる場合は施設のある住所地が保険者となる点や障がい者支援施設のうち生活介護を行うものだけが適用除外扱いという点など課題が残っています。

根拠法令	施設の種類	施設名	定員
障害者総合支援法に基づく 支援施設	適用除外施設	福島県きびたき寮	80人
	適用除外施設	福島県ひばり寮	80人
	適用除外施設	福島県けやき荘	80人
	適用除外施設	福島県かしわ荘	80人
	適用除外施設	福島県かえで荘	80人
	適用除外施設	さざなみ学園	80人
生活保護法を根拠とする 救護施設	適用除外施設	福島県からまつ荘	100人
	適用除外施設	福島県浪江ひまわり荘	80人
介護保険法に基づく 介護老人福祉施設	住所地特例施設	福島県やまぶき荘	100人
	住所地特例施設	福島県さつき荘	100人
	住所地特例施設	リアンヴェール西郷	109人
介護老人保健施設	住所地特例施設	ニコニコリハビリ	100人
全体の入所者数			約1,069人

(2) 公的介護施設等整備計画の目的

村は、「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第3条第1項の「総合確保方針」に基づき第5条の規定により「市町村計画」を策定し、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ高齢者をはじめとする村民が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成に資することを目的としています。

(3) 公的介護施設等の具体的目標

本村の生活圏域、地域特性等を踏まえて3地区（北部・中部・南部）生活圏域ごとに第2層協議体を設置します。また、引き続きトータルサポートセンターを活用し、実態の把握、ニーズ調査等を行い、入所待機者等が施設で安心・安全に暮らすことができる公的介護施設にします。

○地域密着型サービス

地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、村民が優先して利用できる地域密着型サービスの整備を検討していきます。

○その他の施設

高齢者のみ世帯は年々増加しており、高齢者の住まいの在り方が課題となっています。高齢者のみでの在宅生活は困難であるが、特別養護老人ホーム等の施設には入所できない方など介護軽度者のニーズに対応するため、有料老人ホーム（特定施設）の設置を検討していきます。

○施設整備数

- ・地域密着型小規模特別養護老人ホーム（1施設 定員29名）
- ・認知症高齢者グループホーム（1施設3ユニット 定員27名）
- ・小規模多機能型居宅介護事業所（1施設 登録定員29名）
- ・有料老人ホーム【特定施設入居者生活介護】（1施設 定員60名）

(4) 現在の施設整備状況と今後の整備計画

高齢者福祉に関連する施設の現在の整備状況と今後の整備見込みについては、以下のとおりです。

単位：施設数

地区	年度	介護施設	地域密着型サービス						福祉施設			その他		地区別計
		特養	小多機	GH	認DS	小特養	ケアハウス	小DS	生活支援	予防拠点	避難所	サ高住	有料老人ホーム	
北部	既設		1	1	1									3
	R6													
	R7													
	R8													
	R9以降													
	計		1	1	1									3
中部	既設							1						1
	R6													
	R7													
	R8													
	R9以降													
	計							1						1
南部	既設	3		1								2		6
	R6													
	R7													
	R8		1	1		1							1	4
	R9以降													
	計	3	1	2		1						2	1	10
施設別計		3	2	3	1	1		1				2	1	14

- 特養・・・・・・・・・・広域型特別養護老人ホーム
- 小多機・・・・・・・・・・小規模多機能型居宅介護
- GH・・・・・・・・・・認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
- 認DS・・・・・・・・・・認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）
- 小特養・・・・・・・・・・小規模特別養護老人ホーム
- ケアハウス・・・・・・・・ケアハウス（小規模特定施設入居者介護）
- 小DS・・・・・・・・・・小規模通所介護（18名）
- 生活支援・・・・・・・・生活支援ハウス
- 予防拠点・・・・・・・・介護予防拠点
- 避難所・・・・・・・・福祉避難所（小規模特養に併設）
- サ高住・・・・・・・・サービス付き高齢者向け住宅
- 有料老人ホーム・・・・有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）

2 介護保険事業費の見込み

(1) 介護保険サービス利用量の見込み

第9期計画期間におけるサービス見込み量の推計については、第1号被保険者数と要介護等認定者数の推計を行った後に、過去の利用量をもとに、国の「見える化」システムの将来推計を使用し算出しています。

①介護予防サービス見込量

		第8期計画（実績値）			第9期計画（見込値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0
	回数（回）	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	人数（人）	1	1	2	1	1	1
	回数（回）	2	8	11	7	7	7
介護予防訪問リハビリテーション	人数（人）	3	3	4	3	3	3
	回数（回）	25	22	34	26	26	26
介護予防居宅療養管理指導	人数（人）	1	0	1	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	人数（人）	8	10	9	11	11	12
介護予防短期入所生活介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	2	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	人数（人）	0	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	人数（人）	0	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	人数（人）	0	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数（人）	65	62	50	65	66	69
特定介護予防福祉用具購入費	人数（人）	1	1	3	1	1	1
介護予防住宅改修	人数（人）	2	1	3	2	2	2
介護予防特定施設入居者生活介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	人数（人）	1	1	1	1	1	1
	回数（回）	4	7	7	7	7	7
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数（人）	2	1	7	1	1	2
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	人数（人）	70	71	57	73	75	78

※回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

（令和5年度は8月サービス分までの「介護保険事業状況報告（月報）」を用いた見込値）

資料：令和6年度以降は「見える化」システムを用いた推計値。

②介護サービス見込量

		第8期計画（実績値）			第9期計画（見込値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 居宅サービス							
訪問介護	人数（人）	105	105	91	91	96	99
	回数（回）	1,853	1,767	1,655	1,591	1,683	1,740
訪問入浴介護	人数（人）	10	8	14	13	14	14
	回数（回）	38	35	48	56	60	60
訪問看護	人数（人）	19	22	25	24	25	23
	回数（回）	103	104	125	137	142	133
訪問リハビリテーション	人数（人）	14	16	19	21	21	22
	回数（回）	146	181	185	219	219	227
居宅療養管理指導	人数（人）	7	10	19	17	17	19
通所介護	人数（人）	158	161	151	149	156	160
	回数（回）	1,709	1,648	1,453	1,550	1,624	1,665
通所リハビリテーション	人数（人）	37	32	40	41	43	44
	回数（回）	246	198	219	224	235	241
短期入所生活介護	人数（人）	42	41	40	41	44	45
	日数（日）	623	561	504	549	592	606
短期入所療養介護（老健）	人数（人）	3	2	0	1	1	1
	日数（日）	23	19	0	6	6	6
短期入所療養介護（病院等）	人数（人）	0	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	人数（人）	0	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数（人）	213	225	207	223	234	241
特定福祉用具購入費	人数（人）	4	5	5	3	4	3
住宅改修費	人数（人）	3	3	3	1	1	1
特定施設入居者生活介護	人数（人）	1	2	2	2	2	2
(2) 地域密着型介護予防サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数（人）	5	7	6	14	14	14
夜間対応型訪問介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	人数（人）	32	41	53	62	65	66
	回数（回）	353	431	353	551	580	587
認知症対応型通所介護	人数（人）	5	7	7	7	7	7
	回数（回）	36	48	65	64	64	64
小規模多機能型居宅介護	人数（人）	20	22	25	24	25	43
認知症対応型共同生活介護	人数（人）	28	30	37	39	40	58
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数（人）	0	0	0	0	0	20
看護小規模多機能型居宅介護	人数（人）	1	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	人数（人）	93	95	105	130	134	123
介護老人保健施設	人数（人）	42	46	54	51	50	49
介護医療院	人数（人）	0	0	0	0	0	0
(4) 居宅介護支援	人数（人）	305	308	292	294	308	316

※回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

（令和5年度は8月サービス分までの「介護保険事業状況報告（月報）」を用いた見込値）

資料：令和6年度以降は「見える化」システムを用いた推計値

(2) 介護保険サービス給付費の見込み

①介護予防サービス給付費

(単位：千円)

	第8期計画(実績値)			第9期計画(見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	197	483	808	546	547	547
介護予防訪問リハビリテーション	987	878	1,472	1,094	1,096	1,096
介護予防居宅療養管理指導	29	21	194	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	3,607	4,396	5,259	6,313	6,321	6,944
介護予防短期入所生活介護	37	173	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	4,488	4,840	4,796	5,819	5,917	6,160
特定介護予防福祉用具購入費	450	298	843	422	422	422
介護予防住宅改修	1,565	890	2,400	1,600	1,600	1,600
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	459	714	741	751	752	752
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,517	1,025	3,390	1,616	1,618	3,236
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援						
介護予防サービス給付費 計	3,740	3,849	3,944	4,867	5,006	5,207
介護予防サービス給付費 計	17,075	17,566	23,848	23,028	23,279	25,964

※年間累計の金額

(令和5年度は8月サービス分までの「介護保険事業状況報告(月報)」を用いた見込値)

資料：令和6年度以降は「見える化」システムを用いた推計値

②介護サービス給付費

(単位：千円)

	第8期計画(実績値)			第9期計画(見込値)		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
(1) 居宅サービス						
訪問介護	64,903	64,486	58,840	57,869	61,305	63,508
訪問入浴介護	5,872	5,589	6,732	8,997	9,742	9,742
訪問看護	7,574	8,579	10,691	12,178	12,625	11,762
訪問リハビリテーション	5,498	6,787	6,874	8,404	8,414	8,737
居宅療養管理指導	533	1,062	1,613	1,415	1,416	1,585
通所介護	153,434	152,719	139,223	149,261	156,594	160,751
通所リハビリテーション	26,144	20,575	22,776	23,100	24,096	24,862
短期入所生活介護	59,824	53,842	47,491	54,263	58,517	60,010
短期入所療養介護(老健)	3,361	2,731	0	778	779	779
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	36,598	41,087	38,725	42,334	44,357	45,968
特定福祉用具購入費	1,298	1,677	1,850	1,253	1,818	1,253
住宅改修費	3,023	3,510	3,651	825	825	825
特定施設入居者生活介護	1,658	2,724	4,069	2,689	2,693	2,693
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8,982	9,028	5,325	12,796	12,812	12,812
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	37,397	45,791	34,694	54,403	57,573	58,077
認知症対応型通所介護	4,807	6,752	7,734	8,451	8,462	8,462
小規模多機能型居宅介護	46,820	53,363	65,178	70,967	74,535	127,862
認知症対応型共同生活介護	85,664	94,046	115,618	126,286	129,744	188,188
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	0	0	0	0	0	68,924
看護小規模多機能型居宅介護	4,281	1,022	0	0	0	0
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	282,727	287,674	319,240	392,607	405,366	372,249
介護老人保健施設	142,424	157,572	192,704	177,934	174,761	170,878
介護医療院	191	269	0	0	0	0
(4) 居宅介護支援						
介護サービス給付費 計	1,044,928	1,086,566	1,143,707	1,269,274	1,311,970	1,467,254

※年間累計の金額

(令和5年度は8月サービス分までの「介護保険事業状況報告(月報)」を用いた見込値)

資料：令和6年度以降は「見える化」システムを用いた推計値

(3) 総給付費の見込み

介護予防給付費と介護給付費を合わせた総給付費は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	実績			推計		
	第8期計画(実績値)			第9期計画(見込値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総給付費	1,062,003	1,104,132	1,167,555	1,292,302	1,335,249	1,493,218
介護予防サービス給付費	17,075	17,566	23,848	23,028	23,279	25,964
介護サービス給付費	1,044,928	1,086,566	1,143,707	1,269,274	1,311,970	1,467,254

※年間累計の金額

(令和5年度は8月サービス分までの「介護保険事業状況報告(月報)」を用いた見込値)

資料：令和6年度以降は「見える化」システムを用いた推計値

(4) 標準給付費見込額と地域支援事業費

第9期における第1号被保険者の保険料算定の基礎となる標準給付費見込額は、約43億25百万円、地域支援事業費は約2億49百万円となっています。

① 標準給付費見込額

(単位：千円)

	第9期計画(見込値)			
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総給付費(財政影響額調整後)	4,120,769	1,292,302	1,335,249	1,493,218
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	126,835	41,130	42,296	43,409
特定入所者介護サービス費等給付額	126,835	41,130	42,296	43,409
制度改正に伴う財政影響額	0	0	0	0
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	67,750	21,970	22,593	23,187
高額介護サービス費等給付額	67,750	21,970	22,593	23,187
高額介護サービス費等の 利用者負担の見直し等に伴う財政影響額	0	0	0	0
高額医療合算介護サービス費等給付額	6,482	2,102	2,162	2,219
算定対象審査支払手数料	3,242	1,051	1,081	1,110
標準給付費 計	4,325,078	1,358,555	1,403,381	1,563,142

資料：「見える化」システムを用いた推計値

② 地域支援事業費

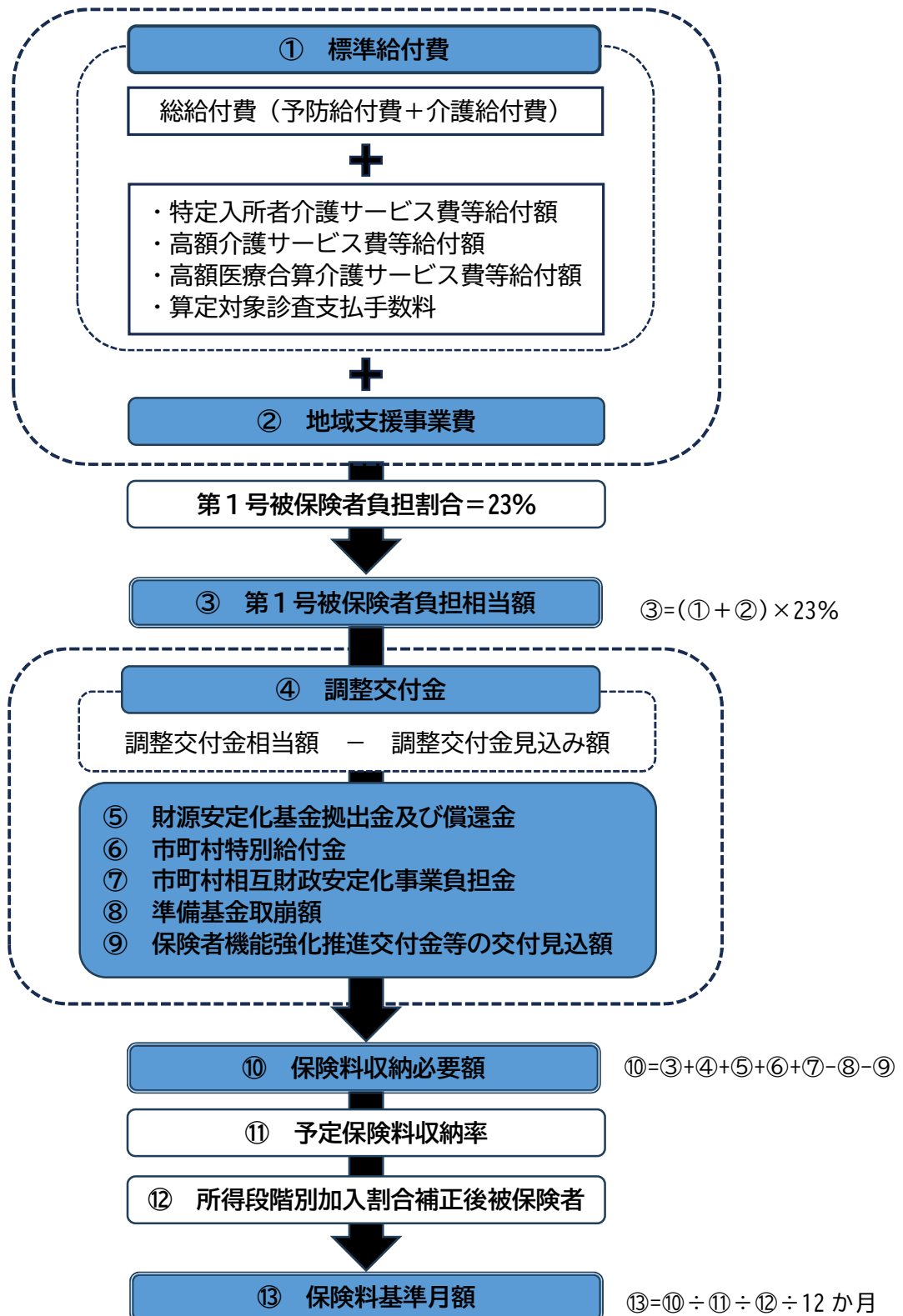
(単位：千円)

	第9期計画(見込値)			
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	119,838	38,493	39,913	41,432
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	96,109	31,718	32,035	32,356
包括的支援事業(社会保障充実分)	33,547	11,041	11,180	11,326
地域支援事業費 計	249,494	81,252	83,128	85,114

資料：「見える化」システムを用いた推計値

3 第1号被保険者の介護保険料

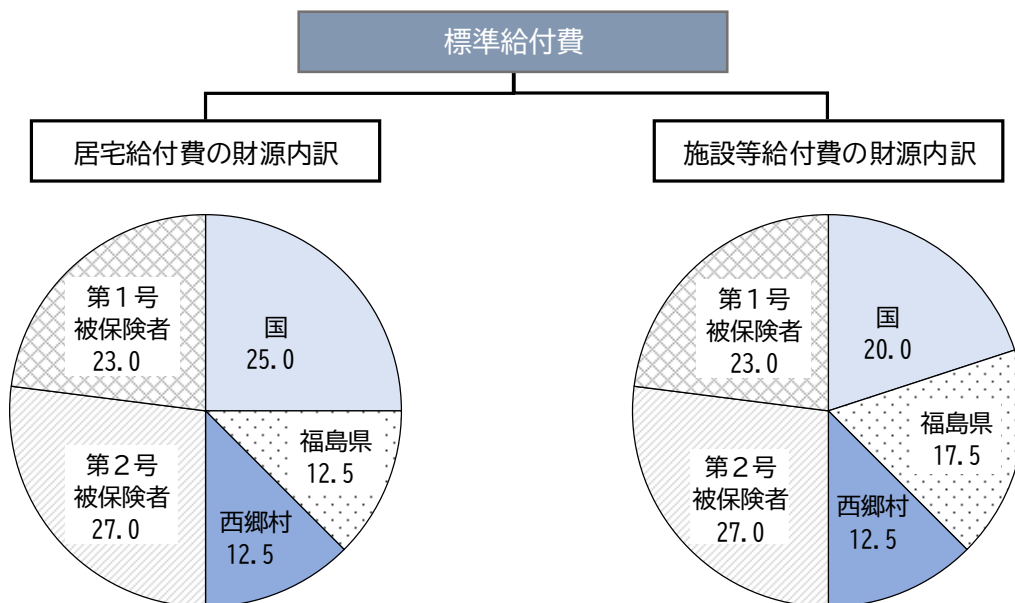
(1) 介護保険料の算出の手順



(2) 財源構成

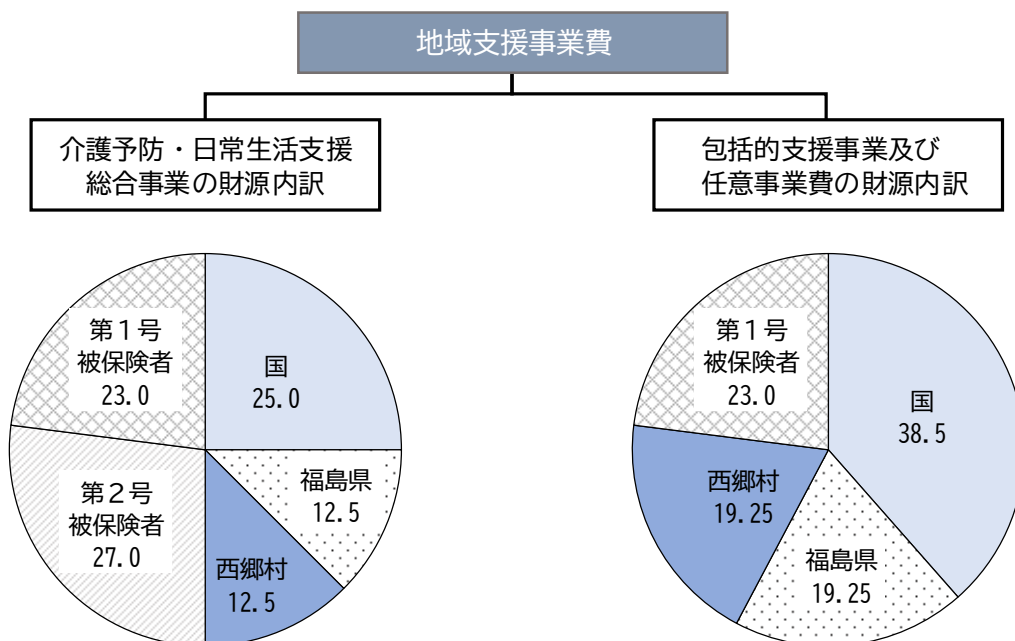
「介護保険制度」は、介護を必要とする人が、住み慣れた地域で持っている能力に応じて自立した日常生活が送れるよう、社会全体で支える制度です。

介護保険給付費の費用は、50%が公費負担、残りの50%が第1号被保険者と第2号被保険者による保険料負担となります。



地域支援事業費については、大きく介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業及び任意事業に分けることができます。

地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業については、居宅給付費の財源内訳と同様になっています。包括的支援事業及び任意事業については、第1号被保険者の保険料と公費のみで構成されています。



(3) 保険料収納必要額

ここまでに示した標準給付見込額や地域支援事業費に、調整交付金見込額等により、保険料収納必要額を算出し、第9期においては第1号被保険者の保険料として、約11億53百万円を収納する必要があります。

第1号被保険者の保険料を試算した結果、令和6年度（2024年度）から村の保険料基準額は、5,900円と推計されます。

(単位：円)

	第9期			
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費見込額 (①)	4,325,078,422	1,358,555,274	1,403,380,593	1,563,142,555
総給付費	4,120,769,000	1,292,302,000	1,335,249,000	1,493,218,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	126,834,800	41,129,881	42,295,934	43,408,985
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	67,749,930	21,969,890	22,592,747	23,187,293
高額医療合算介護サービス費等給付額	6,482,492	2,102,137	2,161,734	2,218,621
算定対象審査支払手数料	3,242,200	1,051,366	1,081,178	1,109,656
地域支援事業費 (②)	249,494,220	81,252,095	83,128,140	85,113,985
介護予防・ 日常生活支援総合事業費	119,837,771	38,492,645	39,912,700	41,432,426
第1号被保険者負担分相当額 (③ = (① + ②) × 23%)	1,052,151,708	331,155,695	341,897,009	379,099,004
調整交付金相当額 (④ = (① + ②) × 5%) (全国平均)	222,245,810	69,852,396	72,164,665	80,228,749
調整交付金見込割合 (⑤)		0.15%	0.00%	0.00%
調整交付金見込額 (⑥ = ④ × 各年度⑤)	2,096,000	2,096,000	0	0
準備基金取崩額 (⑦)	112,400,000			
保険者機能強化推進交付金等の 交付見込額 (⑧)	6,906,000			
保険料収納必要額 (⑨ = ③ + ④ - ⑥ - ⑦ - ⑧)	1,152,995,517			
予定保険料収納率 (⑩)	97.30%			
所得段階別加入割合補正後 被保険者数	16,739	5,533	5,584	5,621
弾力化をした場合の所得段階別加入割合 補正後被保険者数 (⑪)	16,739	5,533	5,584	5,621
基準保険料額 (月額) (⑨ ÷ ⑩ ÷ ⑪ ÷ 12)		5,900		

出典：「見える化」システムを用いた推計値

※「所得段階別加入割合補正後被保険者数」は、第1号被保険者保険料に不足を生じないように、所得段階ごとに人数と保険料率を乗じた数の合計を被保険者数とみなして算定。

保険料の経緯

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
西郷村	2,650円	3,240円	3,870円	3,990円	5,500円	5,700円	5,700円	5,700円	5,900円
全国平均	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円	5,514円	5,869円	6,014円	

(4) 第9期保険料

本村の保険料は以下のとおりとします。さらに、以下に示した所得段階の負担割合によって、個人の保険料額が決定されます。

- ①本村では、国が示す「第13段階」までの標準段階によって、被保険者の負担能力に応じた、きめ細かな所得段階区分設定を行います。
- ②利用料の軽減は、特定入所者介護サービス費による負担限度額（日額）が設けられています。また、負担額の上限を超えた場合には「高額介護（予防）サービス費」「高額医療合算介護（予防）サービス費」として介護保険及び医療保険などから給付されます。
- ③低所得者の利用者負担軽減措置事業として、国、県、村、社会福祉法人等が負担しています。

区分	説明	保険料 割合	保険料 (年額)	保険料 (月額を目安)
第1段階	生活保護を受給している方及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.285	20,200円	1,680円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額×0.485	34,400円	2,860円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	基準額×0.685	48,500円	4,040円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	63,700円	5,310円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	基準額×1.00	70,800円 (基準額)	5,900円
第6段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	84,900円	7,080円
第7段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	92,000円	7,670円
第8段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	106,200円	8,850円
第9段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	120,300円	10,030円
第10段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	134,500円	11,210円
第11段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	148,600円	12,390円
第12段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	162,800円	13,570円
第13段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.40	169,900円	14,160円

※第1段階、第2段階、第3段階は、国の低所得者保険料軽減措置後。

4 利用者負担の軽減

介護保険制度は、利用者が主体的に事業者を選択・決定してサービスを利用する制度です。また、サービス利用の際にはサービスに係る費用の一部を負担するほか、施設入所の場合は居住費や食費の負担などが必要となります。

介護保険サービスの利用促進を図るため、利用者がサービスを選択していく上で必要となる介護保険サービスの内容や事業者に関する情報などを提供するほか、サービスの利用の際に必要な利用料などの負担軽減を行います。

(1) 居宅介護サービス費の額の特例等

災害等の特別な事情により、介護保険サービスの自己負担が困難と認められた要介護認定者等について、利用者の負担を軽減します。

(2) 高額介護（介護予防）サービス費

介護保険サービスの自己負担額が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分について支給します。

(3) 高額医療合算（介護予防）サービス費

医療保険と介護保険の両方を利用する世帯の合計の自己負担額が、一定の上限額を超えた場合、その超えた部分について支給します。

(4) 高額障害福祉サービス等の給付等

平成 30 年度（2018 年度）より、一定の要件を満たす方に、介護保険の自己負担分については高額障害福祉サービス給付費等で償還する制度が設けられます。福祉課と健康推進課が情報を共有し、支給は福祉課が行います。

(5) 特定入所者介護（介護予防）サービス費

低所得者に対して、負担が重くならないよう介護保険施設利用時（短期入所を含む）の居住費・食費に対する補足給付を行います。